

□山本兵衛監督 Netflix 虚偽映像事件

東京地方裁判所令和5年(ワ)第26761号 損害賠償請求事件(名誉毀損事件)

第1回期日の内容

◇期日 2024年(令和6年)01月19日(金) 13時30分から

◇場所 東京地方裁判所 第705号法廷(裁判長裁判官・本田能久、裁判官・田野倉真也、裁判官・本郷希美)

◇内容 原告代理人弁護士、及び、被告山本兵衛監督代理人弁護士、被告 Netflix 社代理人弁護士が出廷し(被告朝日新聞社代理人は欠席)、以下の内容が確認された。

1) 原告・被告らの提出書面等の(擬制)陳述

2) 期日の内容

(1) 請求の趣旨について、原告が準備すべき事項についての裁判所による要請例)・遅延損害金の起算点である不法行為の開始時の明記

・削除、配信・公開停止を求める対象となる木地、映像の特定

(2) 訴額のうち、謝罪広告の掲載費用を疎明する資料の提出

(3) 訴状中の「Netflix 社」「Netflix 合同会社」について、米国会社を意味する部分と日本支部を意味する部分があるのかの確認

(4) 今後の手続の進め方について

裁判所から、手続の初期段階はウェブ会議等で柔軟に進めることはできないかと尋ねられたため、当方において、一旦本人に確認することとした。

◇次回期日

2024年(令和6年)04月19日(金) 13時30分から

東京地方裁判所 第705号法廷

※ウェブ会議に変更できる場合は、期日をより早い日程に変更